

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の令和 4 事業年度（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、現地に赴き業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法により、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる。

2. 機構の内部統制システムの整備及び運営についての意見

監査の結果、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。また、財務報告に重要な影響を及ぼす重大な欠陥は見当たらない。

機構の内部統制システムが以下のとおり一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して整備・運用されていることから、機構の内部統制システムは適切に整備され、運用されていると認められる。

内部統制の最高機関である内部統制委員会は、活動計画並びに活動結果の総括を行い、その下部のコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会、情報セキュリティ委員会では、それぞれ年間の活動方針・計画の策定、進捗状況の把握と適切な指導・助言、そして活動結果及び課題の確認を行うなど、内部統制推進機関としての機能を果たしている。

コンプライアンス委員会では、新規採用者や期中異動転入者への導入研修、コンプライアンス違反事例を題材とした事例研修等のコンプライアンス研修、自己申告によるコンプライアンスチェック等、継続実施されている。

リスク管理委員会では、リスク管理表及び業務フローチャートの継続的な見直し、リスク対応に関する研修の実施、個別事業におけるリスク案件の情報共有等が行われている。

情報セキュリティ委員会では、政府統一基準の改正に対応するため、セキュリティポリシーの見直し及び関係規程の改正が行われ、合わせて職員向け概要版を更新し、周知が図られている。

内部監査では、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを当該年度内に完結できるように計画実施されている。また、保有個人情報監査、情報セキュリティ監査も計画通り実施されている。

3. 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い機構の事業状況を正しく示していると認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 役職員の給与水準の状況、法人の長の報酬水準、随意契約の適正化を含む入札・契約の状況、調達合理化の取り組みは、いずれも閣議決定の趣旨を踏まえて適切に実施されていると認める。

2. 保有資産について

当機構は、「福岡空港特定運営事業等実施方針」（平成 29 年 3 月 24 日国土交通省航空局）において滑走路増設事業の完了（令和 7 年 3 月予定）から 4 年後（令和 11 年 3 月）に廃止が予定されている。

このため、保有資産については、民間委託に係る国の動向等を踏まえつつ、廃止までの間に想定される資金リスク（再開発整備事業において自己財源で取得した有形固定資産の償却等に要する費用並びに機構廃止に要する費用）に備えるとともに、円滑な業務の遂行に資すべきものと認識している。

令和 5 年 6 月 22 日

独立行政法人空港周辺整備機構

監 事

出口 正典 印

監 事(非常勤)

山本 智子 印